

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年7月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	4件
厚生年金保険関係	4件
年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100032号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100021号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を59万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から59万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から59万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100033号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100022号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から8万円の賞与の支払を受け、当該賞与から8万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100034号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100023号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を59万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から59万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から59万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100035号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100024号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を72万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から72万6,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から72万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100002 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2100002 号

第 1 結論

昭和 55 年 1 月から昭和 57 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 1 月から昭和 57 年 9 月まで

請求期間当時、A 市に住んでいた母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、年金記録では未加入期間となっている。母は行政手続に精通しており、保険料を納付していたのは間違いないと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の母親は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったほか、請求期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、請求者の最初の国民年金被保険者資格取得日は平成 31 年 4 月 1 日であることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の母親は、請求者の請求期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、改製原戸籍の附票により、請求者が請求期間当時住民登録していたことが確認できる A 市は、請求者の国民年金の加入期間及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保存していない旨回答している。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2000187 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100025 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月まで

請求期間は、製品の組立工場で、期間雇用の労働者として A 製品の組立作業をしており、社宅に住んでいた。工場と社宅は B 市にあり、事業所名は C 社、D' 社又は D" 社であったと思う。

年金記録によると、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、勤務していたのは間違いないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

C 社は、「請求期間当時、B 市に当社の工場はなく、現在もない。また、請求期間当時の資料がないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である。」と回答している。

また、請求者は、同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、C 社において、請求期間の始期（昭和 61 年 4 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち 25 人に照会し、15 人から回答を得られたものの、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求内容を裏付ける関連資料や陳述を得ることができなかった。

D' 社について、オンライン記録によると、請求期間において、D' 社の名称では厚生年金保険の適用事業所は確認できないものの、類似する名称の D 社及び D 社 E 工場が適用事業所となっていることが確認でき、現在、D 社は F 社に、D 社 E 工場は G 社になっていることが確認できる。しかし、両社はいずれも「請求期間当時、B 市に当社の工場はなく、現在もない。また、請求期間当時の資料がないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である。」と回答している。

D" 社について、オンライン記録によると、D" 社の名称では厚生年金保険の適用事業所は確認できないものの、上述の F 社は、B 市にあった A 製品の組立工場は、H 社の工場だったと思われると回答している。

また、請求者は、H 社の事業所名を記憶しておらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録も確認できないものの、請求者は、請求期間後の昭和 63 年 8 月 26 日から同年 12 月 5 日までの期間について、同社における雇用保険の被保険者記録が確認できる上、同社は、「A 製品の受託生産については、平成 10 年 3 月に中止されるまで行っていた。また、当社の B 工場は、昭和 56 年 3 月に I 市に移転しているが、社宅はその後旧 B 工場の周辺にあった。」と回

答している。

しかしながら、H社は、「当時の資料がないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除については不明である。」と回答している。

また、オンライン記録により、H社において、請求期間の始期（昭和 61 年 4 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 37 人、請求者が同社において、雇用保険の被保険者記録が確認できる昭和 63 年 8 月から同年 12 月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 17 人の計 54 人のうち、生存及び所在が確認できた 47 人に照会し、22 人から回答を得られたものの、いずれの者も請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び当時の期間雇用の従業員に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料や具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、上記同僚の回答において名前が挙げられた当時の社会保険事務担当者に照会し、回答を得たものの、同人は請求者を記憶していない上、当時の期間雇用の従業員に係る厚生年金保険の取扱いについても不明であると回答している。

なお、C社、D社、D社E工場及びH社の4事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票並びにオンライン記録によると、請求期間中に当該4事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

また、請求者がH社において雇用保険の被保険者記録が確認できる期間についても、上記と同様、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。